被扶養者再確認調査に必要な添付書類一覧

●調査票に、「1. 共通書類」、「2. 対象者の続柄及び収入状況に応じて添付する書類」それぞれに該当する箇所の書類を添付し、ご提出ください。
なお、個々の実態によって他の必要書類の提出を求めることがあります。

1. 共通書類

事由に関わらず共通して必要な書類				世帯全員の住民票（発行3か月以内・続柄あり） ※マイナンバーの記載のないもの
世帯の状況に応じて必要となる書類	夫婦共働きで、子のみを扶養の場合 （配偶者が扶養となっていない場合）			扶養していないもう一方の親の収入確認書類 （例　前年の源泉徴収票　所得証明書等）
	両親のうち片親のみを扶養の場合			扶養していないもう一方の親の収入が確認できる書類 （例　非・課税証明書または所得証明書　　年金支払通知書の写し　等）
	被保険者が家族帯同で海外赴任している場合			海外赴任証明書（会社発行のもの　※任意の書式でも可）、 査証、海外の公的機関が発行する居住証明書　のいずれか
	被保険者の海外赴任中に被保険者と身分関係が生じて扶養に入っている場合（婚姻、出生等）			出生や婚姻等を証明する書類等の写し
	別世帯の場合（※）　注：同一住所で別世帯の場合も該当			別居先の世帯全員の住民票（発行3か月以内・続柄あり）
	単身赴任により別居している場合			上記書類に加え：単身赴任証明書（会社発行のもの）
	通学により別居している場合			上記書類に加え：「賃貸契約書の写し」又は「入寮証明書」
	単身赴任・通学以外の別居の場合	対象者が国内居住		上記書類に加え：仕送り証明6か月分（例　毎月の預金通帳（振込明細書）の写し） ※現金の手渡し・ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞ・口座の共有等は不可
		対象者が国外居住 ＊国内居住要件の例外に該当		査証、ボランティア派遣機関の証明等　海外渡航目的に応じた書類 仕送り証明6か月分（例　毎月の預金通帳（振込明細書）の写し） ※現金の手渡し・ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞ・口座の共有等は不可

（※）配偶者、子（養子）、実父母（養父母）、孫、祖父母、曽祖父母、兄弟姉妹以外は別世帯の場合認定不可

2. 対象者の続柄及び収入状況に応じて添付する書類

扶養家族の状況				必要な書類	
子（未就学児・学生）	出生・未就学・小中学生			なし　※但し、「1.共通書類」は必要	
	学生 （高校・定時制高校・専門学校・ 高専・短大・大学・大学院・予備校）			○学生証の写し又は在学証明書（留学中の場合は査証でも可）	
		満16歳以上	前年1/1から引き続き収入がない方	上記書類に加え	○直近の非・課税証明書又は所得証明書　＊給与収入が0であるもの
			直近退職した方 ※前年に収入がある方	上記書類に加え	○退職証明書
			アルバイトをしている方	上記書類に加え	○直近3か月分の給与明細写し

配偶者（内縁を含む）・子（未就学児・学生以外）・父母・祖父母・その他の方	◎必ず添付する書類			○扶養状況調書【HPダウンロード書類】	
	現在収入がない方	前年1/1から引き続き収入がない方		○被扶養者申請理由書 【HPダウンロード書類】 ○直近の非・課税証明書又は所得証明書 ＊給与収入が0であるもの	
			身体的、精神的理由で仕事に就くことができない	上記書類に加え	○身体障害者手帳の写し又は医師の診断書 （施設入所・入寮している場合にはその証明）
			進学準備中	上記書類に加え	○現状報告書 【HPダウンロード書類】
		直近退職をした方 ※前年に収入がある方		○退職日を確認できる下記いずれかの書類 ・離職票1・2　・退職証明書（退職日の記載あり） ・雇用保険資格喪失確認通知書　・源泉徴収票（退職日の記載あり）	
		雇用保険の受給が終了した方		○雇用保険受給資格者証写し（両面）＊「支給終了」の印字がされているもの	
		自営業を廃業した方		○直近の非・課税証明書又は所得証明書 ○廃業届控の写し	
	現在収入がある方（該当する収入全て提出してください）	パート・アルバイト・フリーター等の方		○直近3か月分の給与明細写し ○雇用契約書の写し又は勤務体系の写し	
			年金収入がある方	上記書類に加え	○年金支払通知書の写し（最新のもの） ＊申請中の場合は年金見込額照会回答票
			生活保護を受給している方	上記書類に加え	○直近の非・課税証明書又は所得証明書 ○生活保護費の支給決定通知書等の写し
		雇用保険受給中の方 ＊日額3,612円／60歳以上は日額5,000円(**)未満である場合 (**)年金等その他の収入がある方はその収入を含めた金額		○雇用保険受給資格者証の写し（両面）	
			年金収入がある方	上記書類に加え	○年金支払通知書の写し（最新のもの） ＊申請中の場合は年金見込額照会回答票
			生活保護を受給している方	上記書類に加え	○直近の非・課税証明書又は所得証明書 ○生活保護費の支給決定通知書等の写し
		年金のみの収入の方 ※前年から引き続き年金以外の収入がない方		○直近の非・課税証明書又は所得証明書 ＊年金以外の収入が0であるもの ○年金支払通知書の写し（最新のもの）	
		生活保護を受給している方		○直近の非・課税証明書又は所得証明書 ○生活保護費の支給決定通知書等の写し	
		退職後、継続して傷病手当金や出産手当金が支給されている方 ＊日額3,612円／60歳以上は日額5,000円(**)未満である場合 (**)年金等その他の収入がある方はその収入を含めた金額		○離職票1・2又は雇用保険資格喪失確認通知書 ○傷病手当金等の受給額が分かる書類の写し	
		不動産・農業・営業等収入があり確定申告をしている方（自営業、フリーランス等）		○直近の非・課税証明書又は所得証明書 ○直近の確定申告書・収支内訳書の写し	
		その他の収入がある方（株式配当、その他）		○直近の非・課税証明書又は所得証明書 ○直近の収入内容が確認できるもの（例　株式配当の通知書の写し、 直近3か月分報酬明細の写し、直近の確定申告書・収支内訳書の写し等）	

【海外から転入したばかりの方の場合】

○入国間もない方で無職無収入の場合、非課税証明書及び所得証明書の取得ができないため、事業主で状況を確認し、「無職・無収入証明」を発行してください（HPでダウンロードできますが、内容が同等であれば任意の書式可）。